平成２１年（フ）第４０２４号
札幌市西区西野１条１丁目11番21―101号
債務者　花岡　則明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０２８号
札幌市白石区本通２丁目北１番13号　黒田アパート２階３号
債務者　永井　律子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３０号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目２番34―206号
債務者　野崎　章一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３６号
札幌市北区新琴似５条10丁目８番11号　ハイツ光陽101号
債務者　山本　博久
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４２号
札幌市豊平区西岡４条10丁目５番11号
債務者　皆川　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４８号
北海道石狩市花川北３条３丁目14番地　いしかり緑苑コーポ906号
債務者　工藤　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５２号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番５―907号
債務者　久保　壽光
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６７号
札幌市白石区北郷５条８丁目12番30号　ウエル北郷208号
債務者　嶋影　正司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０７３号
札幌市白石区本通２丁目南４番26号　フラットアベニュー２―201号
債務者　藤田　　和
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１００号
札幌市東区北15条東９丁目１番５―201号
債務者　藤本　行治
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１０１号
札幌市東区北15条東９丁目１番５―201号
債務者　藤本　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１０２号
福島県郡山市虎丸町８番２号
債務者　古川　一憲
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第７７３０号
大阪府東大阪市中新開１丁目14番31―301号第２エイサイハイム
債務者　公家　正一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９５４号
大阪府枚方市甲斐田東町31番11号
債務者　中村　勝久
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３９２号
大阪府守口市八雲北町２丁目５番16―102号
債務者　石賀　　良
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４８号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目６番15号　メゾンクレール102号
債務者　堺　光佐子（旧姓川辺）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９２号
大阪市東淀川区大道南２丁目25番26号　リバティーひかり303号
債務者　井上　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９７号
大阪市大正区鶴町３丁目６番６―506号
債務者　曽我　一光
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部